### さいたま市商用車の電動化等普及促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 さいたま市商用車の電動化等普及促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、電動化等された商用車を導入する者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することにより、商用車の電動化等への転換を促進し、自動車の運行に由来する二酸化炭素の排出削減及び大気汚染の改善を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
  - (1)「電動化自動車等」とは、天然ガスバス、天然ガストラック、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラック、EVバス及びEVトラックをいう。
  - (2)「天然ガス自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で、 当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自 動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスで あることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除 く。)をいう。
  - (3) 「天然ガスバス」とは、天然ガス自動車であって旅客の運送の用に供する乗車定員 11 人以上のものをいう。
  - (4) 「天然ガストラック」とは、天然ガス自動車であって、貨物の運送の用に供する自動車をいう。
  - (5) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
  - (6)「プラグインハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
  - (7)「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド 自動車であって、旅客の運送の用に供する乗車定員11人以上の自動車(ただし、内

燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあっては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等(平成25年3月1日経済産業省国土交通省告示第2号)」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準(以下、平成28年排出ガス基準という。)に適合する自動車に限る。)をいう。

- (8)「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であって、貨物の運送の用に供する自動車(ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあっては、「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等(平成27年7月10日経済産業省国土交通省告示第1号)」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ平成28年排出ガス基準に適合する自動車に限る。)をいう。
- (9)「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車(自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものを除く。)をいう。
- (10)「E Vバス」とは、電気自動車であって旅客の運送の用に供する乗車定員11 人以上のものをいう。
- (11)「EVトラック」とは、電気自動車であって、貨物の運送の用に供する自動車をいう。
- (12)「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。

#### (補助対象事業等)

- 第4条 補助対象事業、補助対象事業者、補助対象車両、補助対象経費、補助率、補助金 交付決定額、補助金交付上限額、及び補助金の額の確定については、別表第1のとおり とする。
- 2 補助対象事業者は、各年度につき、補助対象車両3台を上限として申請することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、自動車リース事業者が補助対象事業者となる場合は、貸渡 し先の事業者ごとに補助対象車両3台を上限に申請することができる。

#### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車検査証の交付後に交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、次に

掲げるものは、補助対象としないものとする。

- (1) 交付申請時において、さいたま市に対し市税の滞納がある者による申請
- (2) さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)による申請
- (3) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)による申請
- (4) 暴力団関係団体(役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)のうち暴力団員に該当する者があるものをいう。)による申請
- (5) リース車両の場合、リース期間が財産処分制限期間未満の申請
- (6) 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄及び「使用者の氏名又は名称」欄の記載が、別表第2の規定と異なる車両に係る申請
- 2 前項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、各年度の3月24日まで(当該日が 閉庁日の場合は直前の開庁日)とする。

受付及び提出日は、原則として担当課に到達した日とするが、閉庁日及び業務時間外に到達した場合、翌開庁日を提出日とする。

- 3 申請書の提出方法は、次のいずれかにより行うものとする。
  - (1) さいたま市電子申請システム
  - (2) ゼロカーボン推進戦略課への(以下「担当課」という。)による郵送
  - (3) 担当課の窓口への持参

(交付の決定及び額の確定等)

- 第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、その内容が適正であると 認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を併せて行い、交付決定及び額の確定通 知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定に際して、必要な条件を付 すことができる。
- 3 市長は、前条の規定により提出された申請書について、補助金を交付しないものと認めたときは、不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 市長は、前条第1項の規定により確定した補助金を、交付申請書(様式第1号) に記載する補助金の支払先に対して振込により支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定後に第5条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、第6条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

2 第6条第3項の規定は、前項の規定による決定の取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に補助金 が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事務手続の代行)

第10条 申請者は、申請に係る事務手続きを第三者に代行させることができる。

(財産処分の制限)

- 第11条 規則第20条第2号に規定する市長の定めるものは、補助対象事業により取得した補助対象車両とする。
- 2 規則第20条ただし書に規定する市長が指定する期間は、減価償却資産の耐用年数等 に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、規則第20条の規定により、補助対象事業により取得した補助対象車両の処分について承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書(様式 第4号)を市長に提出しなければならない。
- 4 天災地変その他補助金交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、補助 事業により取得した補助対象車両が損傷又は滅失したときも、遅滞なく財産処分承認申 請書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請を受けた後、速やかに、当該申請に係る処分の承認又は不承認を決定し、財産処分(承認・不承認)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち 処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還さ せるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその 利益の全部又は一部をさいたま市に納付させるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に関する書類を第11条第2項に規定する期間中保管 しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定めるものする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年9月19日から施行する。
  - (令和元年度における補助金の申請の特例)
- 2 令和元年度分の補助金の交付に係る第5条の規定の適用については、同条中「3月 20日」を「3月末日」とする。

(令和2年度における補助金の申請の特例)

3 令和2年度分の補助金の交付に係る第5条の規定の適用については、同条中「3月 20日」を「3月末日」とする。

附則

この要綱は、平成16年 6月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成19年 5月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年 5月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年 6月13日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年 7月 4日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成25年 9月 5日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成26年 9月10日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附則

- この要綱は、平成28年 9月30日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年12月13日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年 9月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年 8月 9日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年 3月16日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年 7月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年 3月15日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年 7月 9日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年 8月19日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年 5月11日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年 5月13日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年 5月15日から施行する。

### 別表第1(第4条関係)

			1
補助対象事業	天然ガスバス及び天然 ガストラックの導入	優良ハイブリッドバス及び 優良ハイブリッドトラックの導入	E V バス及び E V トラックの導入 (※ 1)
補助対象事業者	電動化自動車等を導入する者で、以下の要件のいずれかに該当する者。 (1)電動化自動車等を事業の用に供する者(導入した車両を旅客又は貨物の運送の用に供する者) (2)自動車リース事業者(上記(1)に導入した車両を貸渡す者に限る) (3)その他市長が認めた者		
補助対象車両	電動化自動車等で、次の要件のすべてを満たす車両であること。 (1)さいたま市内に使用の本拠の位置を置く車両であること。 (2)初度登録が令和7年4月以降の新車の車両であること。 (3)リース車両については、補助対象車両の貸与料金について、市からの補助金の額を通常の貸渡しの料金から減額して設定されていること。		
補助対象経費	導入車両の本体価格と通常車両の本体価格との差額 車両本体価格		
補助率	1/4		
補助金交付決定額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。		
補助金交付上限額 (トン数はベース となるトラック の最大積載量)	【天然ガスバス】 50 万円 【天然ガストラック】 4t未満:18万2千円 4t以上:50万円	【優良ハイブリッドバス】 40 万円 【優良ハイブリッドトラック】 4 t 未満:19 万 2 千円 4 t 以上:40 万円	50 万円
補助金の額の確定(※3)	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1)上限額 (2)補助金交付決定額(補助対象経費に補助率を乗じて得た額) (3)さいたま市以外の団体から交付を受ける補助金額を補助対象経費から除いた額		

- ※1 「さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金」との併用は不可とする。
- ※2 ア. 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象 となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象としないものとする。
  - イ. 補助対象経費の支払いにクレジットカード等を使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、 補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカード等にポイントが付与された場合、その支払 いをした経費は、補助対象経費として認められない。ただし、補助対象経費に付与されたポイン トを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を 補助対象経費として取り扱うこととする。
- ※3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

# 別表第2(第5条関係)

	自動車検査証の記載事項		
	所有者の氏名又は名称	使用者の氏名又は名称	
通常の購入の場合	補助対象事業者と同一	以下(1)又は(2)	
	名義	(1)補助対象事業者と同一名義※1	
		(2)補助対象事業により導入した車両を補助対	
		象事業者の事業のため、業務委託等により使	
		用する者※2	
割賦販売で購入する場合	自動車販売会社、ローン	以下(1)又は(2)	
	会社等の所有者の名義	(1)補助対象事業者と同一名義※1	
		(2)補助対象事業により導入した車両を補助対	
		象事業者の事業のため、業務委託等により使	
		用する者※ <sup>2</sup>	
リース車両の場合	補助対象事業者(リース	以下(1)又は(2)	
	事業者) と同一名義	(1)リース契約上の借受人※1	
		(2)補助対象事業により導入した車両を補助対	
		象事業者の事業のため、業務委託等により使	
		用する者※2	

<sup>※1</sup>同一法人の支店、営業所等、同一名義とみなせる場合を含む

<sup>※&</sup>lt;sup>2</sup>業務委託契約等の受注者に使用させる場合や、分社等により自らが 50%を超える出資比率によって設立 した子会社に使用させる場合等

# <様式一覧>

様式第1号 交付申請書

様式第2号 交付決定及び額の確定通知書

様式第3号 不交付決定通知書

様式第4号 財産処分承認申請書

様式第5号 財産処分(承認・不承認)通知書